

# 再処理事業変更許可申請 廃棄物管理事業変更許可申請

第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部の共用  
(変更に係る概要説明資料)

令和3年4月28日



日本原燃株式会社

# 目次

- 1.申請の概要
- 2.変更の内容
- 3.第1貯蔵系に保管廃棄する雑固体及び雑固体を封入した貯蔵容器
- 4.再処理施設の事業指定基準規則への適合性の確認
  - 4.1 再処理施設の事業指定基準規則への適合性を確認する条文
  - 4.2 再処理施設の事業指定基準規則の適合性の確認結果  
(遮蔽等, 安全機能を有する施設, 保管廃棄施設)
    - 4.2.1 遮蔽等(事業指定基準規則 第三条 第1項及び第2項 第一号)への適合性の確認結果
    - 4.2.2 安全機能を有する施設(事業指定基準規則 第十五条 第7項)への適合性の確認結果
    - 4.2.3 保管廃棄施設(事業指定基準規則 第二十二條 第1項 第一号)への適合性の確認結果
- 5.廃棄物管理施設の事業許可基準規則への適合性の確認
  - 5.1 廃棄物管理施設の事業許可基準規則への適合性を確認する条文
  - 5.2 廃棄物管理施設の事業許可基準規則の適合性の確認結果
    - 5.2.1 安全機能を有する施設(事業許可基準規則 第十一条 第2項)への適合性の確認結果

# 1. 申請の概要

## (1) 再処理事業変更許可申請及び

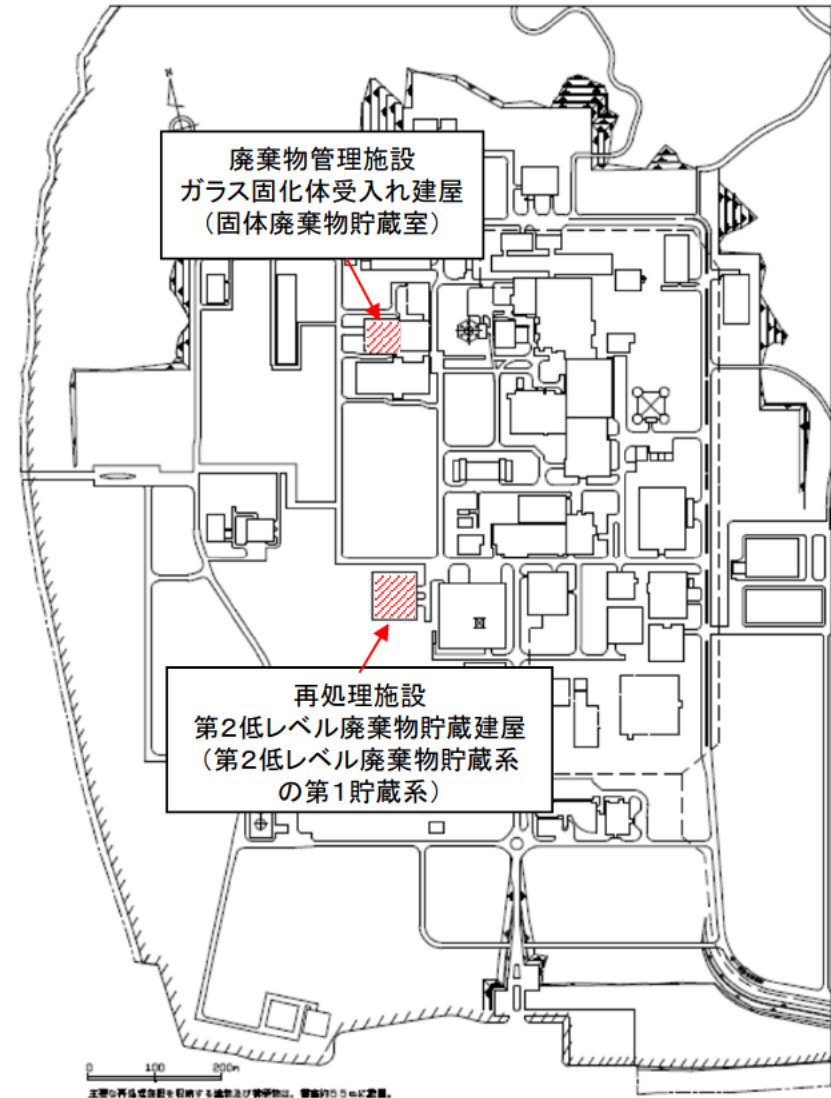
### 廃棄物管理事業変更許可申請

廃棄物管理施設において、管理区域で発生する雑固体は、ドラム缶等に封入し、廃棄物管理施設のガラス固化体受入れ建屋の固体廃棄物貯蔵設備の固体廃棄物貯蔵室に、固体廃棄物として保管廃棄している。

再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部の共用に係る変更(以下「本変更」という。)は、廃棄物管理施設の固体廃棄物貯蔵設備と同じ機能である保管廃棄能力を有する再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系(以下「第1貯蔵系」という。)を廃棄物管理施設と共用し、廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物を第1貯蔵系に貯蔵できるようにするものである。

これにより、廃棄物管理施設の固体廃棄物貯蔵設備の最大保管廃棄能力の増加を図るものである。

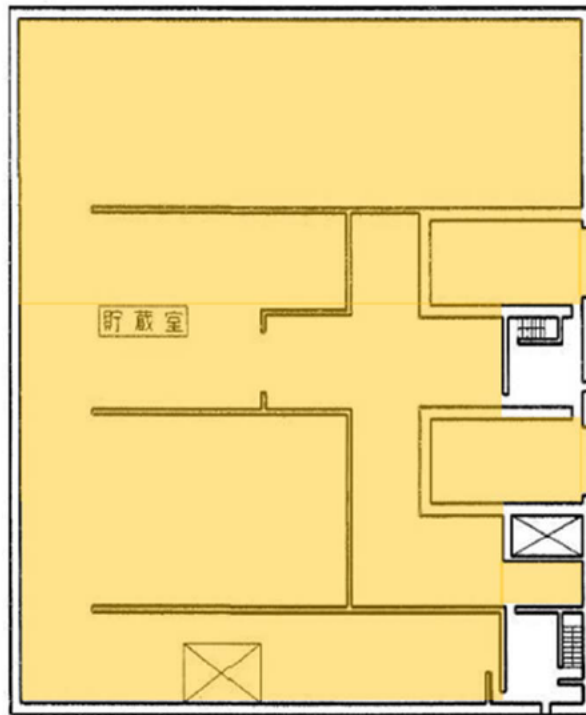
- ・再処理施設：  
施設の変更(改造や設置等)を伴わない
- ・廃棄物管理施設：  
固体廃棄物貯蔵設備の最大保管廃棄能力を増加する



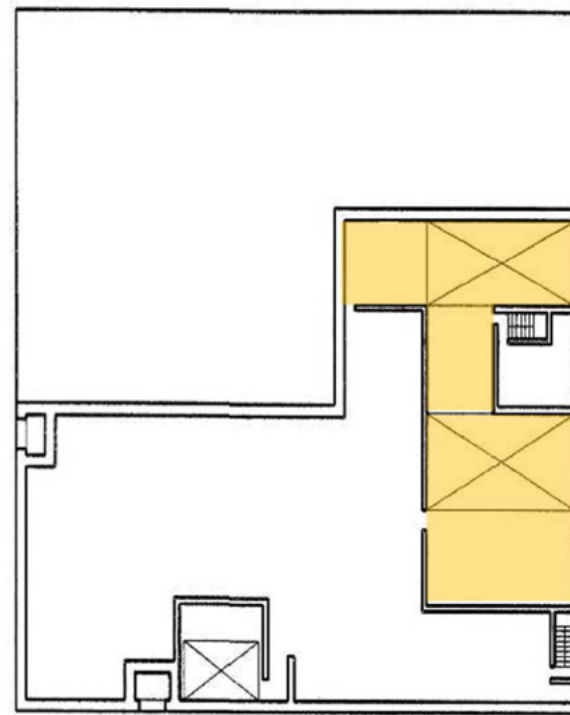
## 2. 変更の内容(1/4)

### (1) 共用する範囲

既存の第1貯蔵系を共用範囲とする。




地上1階



地上2階

第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図

 : 第1貯蔵系を示す。

## 2. 変更の内容(2/4)

### (2) 共用する際の共用範囲等の考え方

本変更では、以下の考え方に基づき、既存の第1貯蔵系を共用範囲とする。

- ・ 本変更における廃棄物管理施設が必要とする機能は、雑固体の保管廃棄能力であり、そのために直接必要とする機能を有する設備は、第1貯蔵系である。
- ・ 本変更では、再処理施設の変更(改造や設置等)を伴わず、既に保管廃棄に当たっての安全性が再処理施設で確保されている第1貯蔵系を共用するものであることから、保管廃棄における廃棄物管理施設の安全性は、設備を主管する再処理施設の安全性を確認することをもって確保できる。
- ・ 設備を主管する再処理施設の安全性を確保するために必要な設備ではあるが、廃棄物管理施設から発生した雑固体を封入した貯蔵容器の保管廃棄に直接係わらない設備は、共用範囲に含める必要はない。

## 2. 変更の内容(3/4)

### (3)再処理事業変更許可申請

再処理事業変更許可申請書の本文及び添付書類の主な変更内容を以下に示す。

変更箇所		変更の内容
本文	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部を廃棄物管理施設と共用する旨を記載
	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 B. 再処理の方法 ロ. 再処理工程図	再処理施設にて廃棄物管理施設から発生する雑固体を受け入れる旨を記載
添付書類	添付書類六 1章	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「事業指定基準規則」という。）への適合性について記載を変更
	添付書類六 7章	「固体廃棄物の廃棄施設の概要」及び「低レベル固体廃棄物貯蔵設備の概要、設計方針、主要設備の仕様、系統構成及び主要設備、評価」に関する記載を変更
	添付書類七 4章	固体廃棄物の種類と発生量の項に廃棄物管理施設で発生したドラム缶等に詰められた雑固体を貯蔵する旨を記載

## 2. 変更の内容(4/4)

### (4) 廃棄物管理事業変更許可申請

廃棄物管理事業変更許可申請書の本文及び添付書類の主な変更内容を以下に示す。

変更箇所		変更の内容
本文	四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 イ. 廃棄物管理施設の位置	廃棄物管理施設には、再処理施設を共用する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵系がある旨を記載
	四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備	第1貯蔵系を再処理施設と廃棄物管理施設とで共用することに伴う設備の追加及び第1貯蔵系の最大保管廃棄能力を追加する旨を記載
添付書類	添付書類二	共用に伴い担当課を組織図に追加
	添付書類五 1章	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「事業許可基準規則」という。)への適合性について記載を変更
	添付書類五 7章	「固体廃棄物の廃棄施設の概要」及び「固体廃棄物貯蔵設備の概要、設計方針、主要設備の仕様、主要設備、評価」について共用に関する記載を追加
	添付書類六 2章	共用に伴い、第1貯蔵系は、廃棄物管理施設の管理区域とするため、管理区域及び周辺監視区域図に管理区域を設定する建屋として第2低レベル廃棄物貯蔵建屋を追加
	添付書類八	共用に伴い担当課を組織図に追加

### 3. 第1貯蔵系に保管廃棄する雑固体及び雑固体を封入した貯蔵容器

- (1) 第1貯蔵系へ保管廃棄する雑固体
- 第1貯蔵系に保管廃棄する廃棄物管理施設で発生する雑固体は、管理区域で発生するフィルタエレメント、ウエス、ゴム手袋等である。
  - 第1貯蔵系は、これまでも再処理施設の各工程からの雑固体を受け入れており、廃棄物管理施設と同様の雑固体を受け入れ、保管廃棄していることから、本変更によっても、第1貯蔵系に保管廃棄する雑固体や主な放射性物質に変更はない。
- (2) 雑固体を封入した貯蔵容器
- 廃棄物管理施設で発生する雑固体を封入した貯蔵容器の材料、寸法及び重量は、第1貯蔵系に保管廃棄する貯蔵容器の範囲内である。

		第1貯蔵系に保管廃棄する貯蔵容器	廃棄物管理施設で発生する雑固体を封入した貯蔵容器
※1 貯蔵容器の仕様	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラム缶:炭素鋼製, ステンレス製</li> <li>・ボックスパレット:炭素鋼製</li> <li>・角型容器:ステンレス製</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラム缶:炭素鋼製</li> <li>・ボックスパレット:炭素鋼製</li> </ul>
	寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラム缶:約φ566mm×890mm</li> <li>・ボックスパレット:約1,300mm×1,300mm×1,100mm</li> <li>・角型容器:約1,700mm×1,700mm×1,250mm</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラム缶:約φ566mm×890mm</li> <li>・ボックスパレット:約1,300mm×1,300mm×1,100mm</li> </ul>
	重量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラム缶:680kg以下/本</li> <li>・ボックスパレット:1,000kg以下/基</li> <li>・角型容器:4,000kg以下/基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラム缶:300kg以下/本</li> <li>・ボックスパレット:1,000kg以下/基※2</li> </ul>

※1:貯蔵容器の仕様は、社内標準類に規定している。

※2:廃棄物管理施設の固体廃棄物貯蔵室には、過去に保管廃棄した1,000kgを超えるボックスパレットが4基保管されているため、第1貯蔵系に保管廃棄しないよう今後社内標準類に定め管理する。

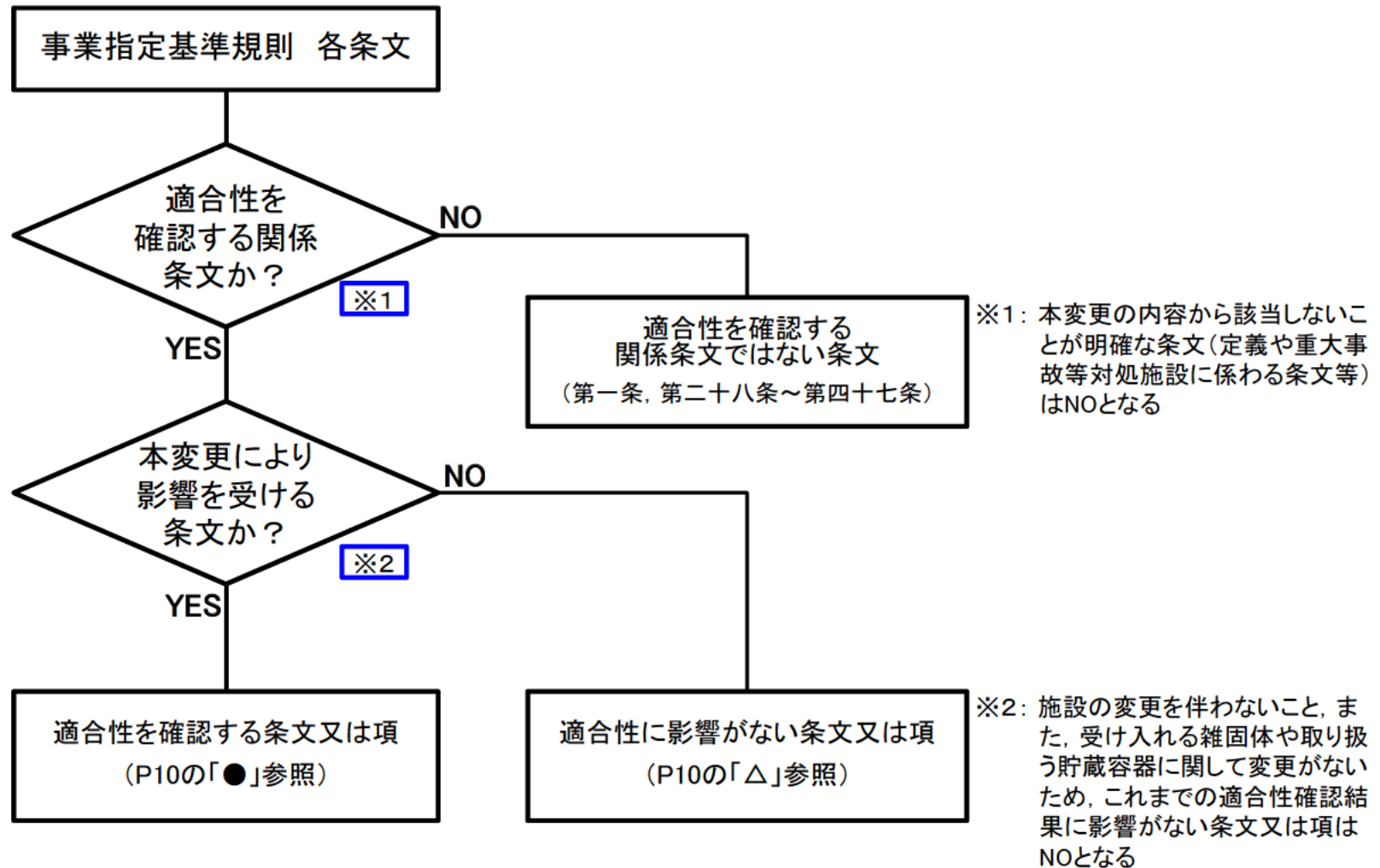
上記より、廃棄物管理施設で発生する雑固体について、第1貯蔵系に保管廃棄する場合においても、雑固体及び貯蔵容器の取扱いに変更はない。



## 4. 再処理施設の事業指定基準規則への適合性の確認

### 4.1 再処理施設の事業指定基準規則への適合性を確認する条文(1/2)

事業指定基準規則の適合性確認の対象条文は、下記のフローにより選定する。



## 4.1 再処理施設の事業指定基準規則への適合性を確認する条文(2/2)

- : 第1貯蔵系の共用にあたり、適合性を確認する条文又は項  
(P12: 第三条, P13: 第十五条, P14: 第二十二条)
- △: 既存の設備の共用であり、施設の変更を伴わないこと、また、受け入れる雑固体や取り扱う貯蔵容器に関して変更がないため、これまでの適合性確認結果に影響がない条文又は項

条文	適合性確認	条文	適合性確認
第二条	△	第十五条*	●・△
第三条*	●・△	第十六条	△
第四条	△	第十七条	△
第五条	△	第十八条	△
第六条	△	第十九条	△
第七条	△	第二十条	△
第八条	△	第二十一条	△
第九条	△	第二十二条*	●・△
第十条	△	第二十三条	△
第十一条	△	第二十四条	△
第十二条	△	第二十五条	△
第十三条	△	第二十六条	△
第十四条	△	第二十七条	△

\*: 項により、「●」と「△」に分かれる条文

## 4.2 再処理施設の事業指定基準規則の適合性の確認結果 (遮蔽等, 安全機能を有する施設, 保管廃棄施設)

以下のとおり, 本変更は, 事業指定基準規則に適合していることを確認した。

### ○遮蔽等(事業指定基準規則 第三条 第1項及び第2項 第一号)

本変更は, 第1貯蔵系の貯蔵室内の遮蔽設計区分に変更がないこと等により, 第三条 第1項及び第2項 第一号へ適合していることを確認した。

(詳細はP12を参照)

### ○安全機能を有する施設(事業指定基準規則 第十五条 第7項)

本変更による事業指定基準規則の各条文への適合性を確認することを踏まえ, 本条文での安全性の確認については, 共用による運用を考慮しても再処理施設の安全性を損なわないことから第十五条 第7項へ適合していることを確認した。

(詳細はP13を参照)

### ○保管廃棄施設(事業指定基準規則 第二十二條 第1項 第一号)

本変更による最大保管廃棄能力到達までの期間の差異は1箇月であり, 6.8年の貯蔵容量が確保できることから, 保管廃棄するために必要な容量を有していることから第二十二條 第1項 第一号へ適合していることを確認した。

(詳細はP14を参照)

## 4.2.1 遮蔽等(事業指定基準規則 第三条 第1項及び第2項 第一号)への適合性の確認結果

### (1) 再処理施設からの放射線による線量評価への影響

第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の線量評価に用いる条件である、①第1貯蔵系の貯蔵室内の基準線量率並びに②雑固体の数量及び配置は、本変更後においても変更がない。

したがって、再処理施設からの放射線による線量は既許可の評価結果(年間約 $6 \times 10^{-3}$  mSv)から変更はない。

表 共用による線量評価条件への影響

線量評価条件	共用による影響
① 貯蔵室内の基準線量率	第1貯蔵系の貯蔵室と廃棄物管理施設の固体廃棄物貯蔵室は、遮蔽設計区分が同一のI4区分であり、同じ基準線量率(500 $\mu$ Sv/h以下)で管理する雑固体を保管廃棄するため、本変更後においても貯蔵室内の基準線量率及び遮蔽設計区分に変更はない。
② 雑固体の数量及び配置	本変更後においても第1貯蔵系の最大保管廃棄能力は変更しないため、評価に用いる雑固体(線源)の数量及び配置に変更はない。

### (2) 建屋内の遮蔽設計区分への影響

第1貯蔵系の貯蔵室内について、(1)表の①のとおり遮蔽設計区分に変更はない。

貯蔵室周辺について、(1)表の②のとおり雑固体の数量及び配置に変更はないことから、貯蔵室周辺の基準線量率及び遮蔽設計区分の変更はない。

したがって、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋内の遮蔽設計区分への影響はない。

## 4.2.2 安全機能を有する施設(事業指定基準規則 第十五条 第7項)への適合性の確認結果

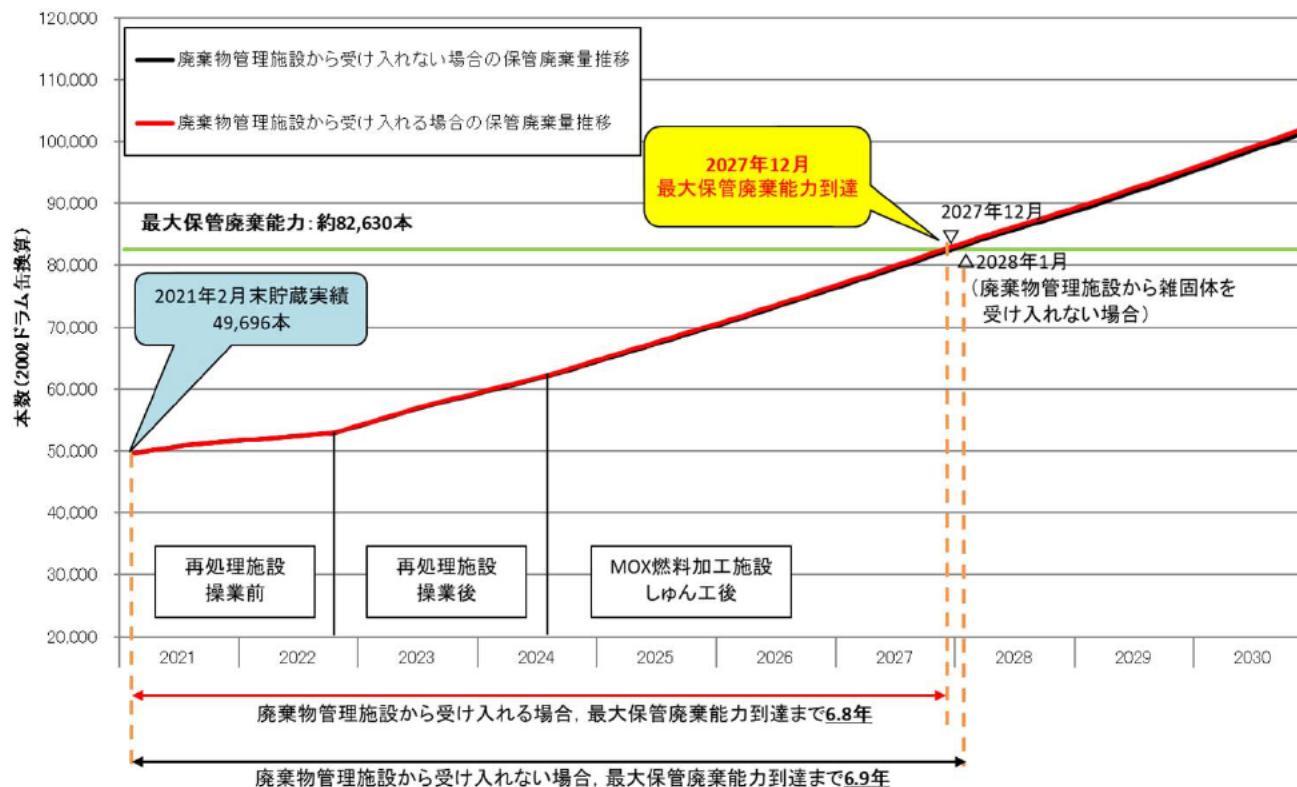
- 第1貯蔵系が廃棄物管理施設から受け入れる貯蔵容器を安全に取り扱えること及び保管廃棄するために必要な容量を有していることを確認することで、再処理施設の安全性を損なわないことを確認した。
  - ① 廃棄物管理施設で発生する雑固体を封入した貯蔵容器の材料、寸法及び重量は、第1貯蔵系に保管廃棄する貯蔵容器の範囲内であることから、第1貯蔵系に保管廃棄する貯蔵容器の取扱いに変更がない。
  - ② 廃棄物管理施設で発生する雑固体を封入した貯蔵容器については、第1貯蔵系に保管廃棄する前に貯蔵容器の表面線量当量率を確認し、遮蔽設計区分に基づく基準線量率(500  $\mu$  Sv/h以下)を満足したものを保管廃棄する。
  - ③ 再処理施設から発生する低レベル固体廃棄物並びにMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設から発生する雑固体の保管廃棄を考慮した場合においても、再処理施設の最大保管廃棄能力到達までに6.8年の期間となり、これは、廃棄物管理施設で発生する雑固体を第1貯蔵系で保管廃棄しない場合の6.9年と比較しても同程度の期間(差異1箇月)であり、必要な容量が確保できる。

## 4.2.3 保管廃棄施設(事業指定基準規則 第二十二条 第1項 第一号)への適合性の確認結果

再処理施設から発生する低レベル固体廃棄物並びにMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設から発生する雑固体の保管廃棄を考慮した場合、再処理施設の最大保管廃棄能力到達までの期間は、6.8年となる。

これは、廃棄物管理施設から発生する雑固体を保管廃棄しない場合の6.9年と比較しても同程度の期間(差異1箇月)であり、必要な容量が確保できることを確認した。

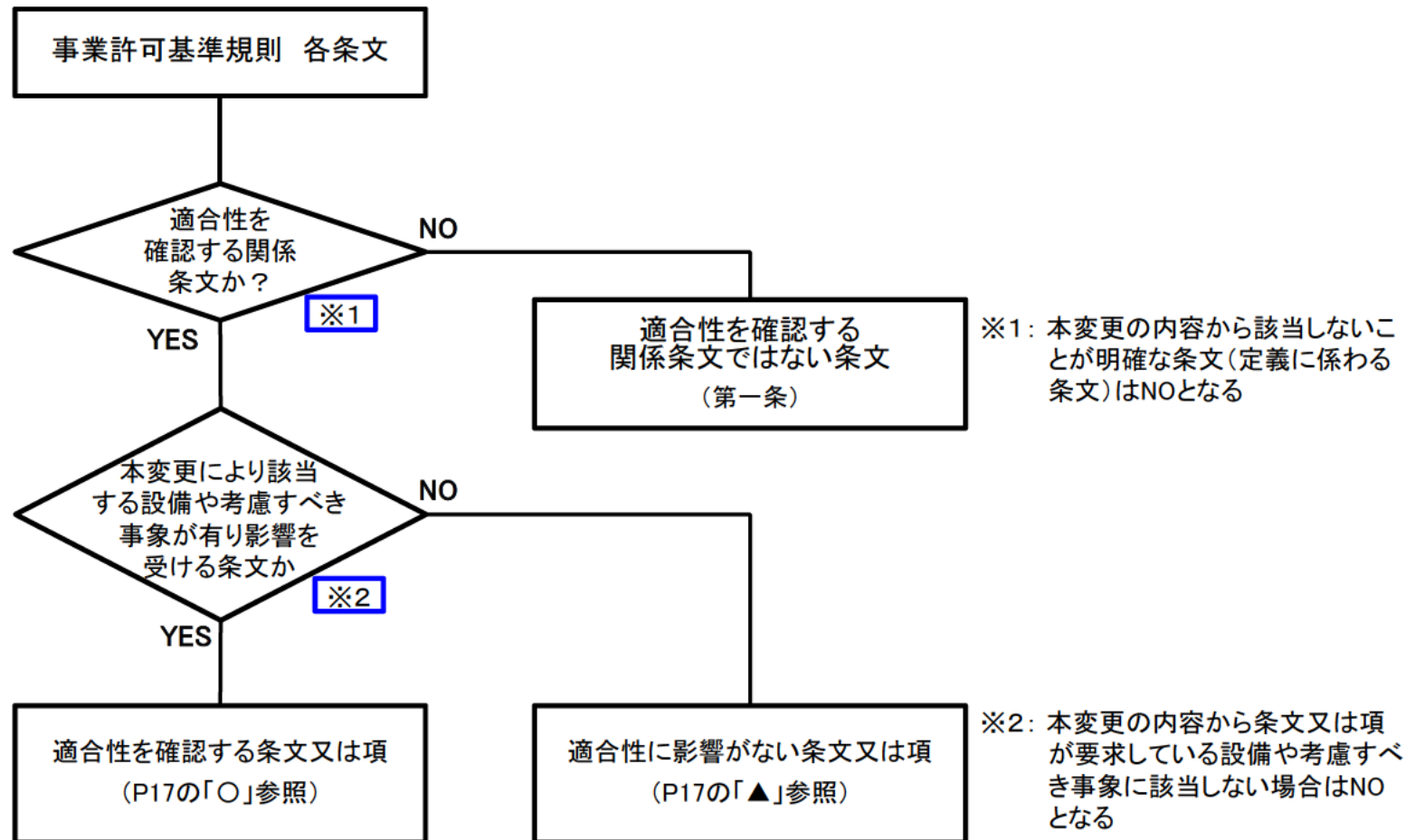
再処理施設の保管廃棄量推移



## 5. 廃棄物管理施設の事業許可基準規則への適合性の確認

### 5.1 廃棄物管理施設の事業許可基準規則への適合性を確認する条文(1/3)

事業許可基準規則の適合性確認の対象条文は、下記のフローにより選定する。



## 5.1 廃棄物管理施設の事業許可基準規則への適合性を確認する条文(2/3)

共用に伴う事業許可基準規則への適合性の確認方法について

保管廃棄に当たって、廃棄物管理施設の安全性は設備を主管する再処理施設の安全性をもって確保する考え方を踏まえ、廃棄物管理施設の適合性の確認に当たっても、以下のように、設備を主管する再処理施設の適合をもって廃棄物管理施設の適合性を確認できるという考え方をを用いる。

- 事業許可基準規則の規則要求と事業指定基準規則の規則要求は、共通的な条文の場合、同一又は内容的に同等と判断できるものがある。そのような条文に対しては、設備を主管する再処理施設の適合をもって廃棄物管理施設の適合性を確認する。



## 5.1 廃棄物管理施設の事業許可基準規則への適合性を確認する条文(3/3)

○：第1貯蔵系の共用にあたり、適合性を確認する条文又は項

- ✓ 事業許可基準規則の規則要求と事業指定基準規則の規則要求は、同一又は内容的に同等と判断できることから、事業指定基準規則の適合をもって、事業許可基準規則の適合性を確認する。(第十一条 第2項を除く)(P21 参考2 参照)
- ✓ 第十一条 第2項については、再処理施設との共用で廃棄物管理施設の安全性を損なわないことを確認する。

▲：適合性に影響がない条文又は項

事業許可基準規則の 条文	適合性確認	対応する事業指定 基準規則の条文	事業許可基準規則の 条文	適合性確認	対応する事業指定 基準規則の条文
第二条	○	第三条(P12)	第十一条	○(P19)	第十五条
第三条	○	第四条	第十二条	▲	—
第四条	○	第五条	第十三条	▲	—
第五条	○	第六条	第十四条	▲	—
第六条	○	第七条	第十五条	○	第十八条 第二十四条
第七条	▲	—	第十六条*	○・▲	第二十三条 第二十四条
第八条	○	第九条	第十七条	○	第二十一条 第二十二條(P14)
第九条	○	第十条	第十八条	▲	—
第十条	▲	—	第十九条*	○・▲	第二十七条 第十四条

\*：項により、「○」と「▲」に分かれる条文

## 5.2 廃棄物管理施設の事業許可基準規則の適合性の確認結果

以下のとおり、本変更は、事業許可基準規則に適合していることを確認した。

- 第二条～第六条, 第八条, 第九条, 第十一条(第2項を除く), 第十五条, 第十六条(第1項, 第2項及び第3項(公衆に対する要求を除く)), 第十七条, 第十九条(第3項)については、事業指定基準規則の適合をもって、事業許可基準規則にも適合していることを確認した。
- 第十一条 第2項については、共用による運用を考慮しても、廃棄物管理施設の安全性を損なわないことから、適合していることを確認した。

(詳細はP19 参照)

## 5.2.1 安全機能を有する施設(事業許可基準規則 第十一条 第2項)への適合性の確認結果

- 第1貯蔵系が廃棄物管理施設から保管廃棄する貯蔵容器を安全に取り扱えること及び再処理施設が保管廃棄するために必要な容量を有していることを確認することで、廃棄物管理施設の安全性を損なわないことを確認した。
  - ① 廃棄物管理施設で発生する雑固体を封入した貯蔵容器の材料、寸法及び重量は、第1貯蔵系に保管廃棄する貯蔵容器の範囲内であることから、第1貯蔵系に保管廃棄する貯蔵容器の取扱いに変更がない。
  - ② 廃棄物管理施設で発生する雑固体を封入した貯蔵容器については、第1貯蔵系に保管廃棄する前に貯蔵容器の表面線量当量率を測定し、遮蔽設計区分に基づく基準線量率(500  $\mu$  Sv/h以下)を満足したものを保管廃棄する。
  - ③ 再処理施設から発生する低レベル固体廃棄物並びにMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設から発生する雑固体の保管廃棄を考慮した場合においても、再処理施設の最大保管廃棄能力到達までに6.8年の期間となり、これは、廃棄物管理施設で発生する雑固体を第1貯蔵系で保管廃棄しない場合の6.9年と比較しても同程度の期間(差異1箇月)であり、十分な容量が確保できる。

## 〈参考1〉 事業指定基準規則及び事業許可基準規則(抜粋)

事業指定基準規則	事業許可基準規則
<p>(遮蔽等)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。</p> <p>第二号 省略</p>	<p>(遮蔽等)</p> <p>第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p>
<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十五条</p> <p>第1項から第6項 省略</p> <p>7 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じてその機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。</p>
<p>(保管廃棄施設)</p> <p>第二十二条 再処理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとする。</p> <p>第二号 省略</p>	<p>(廃棄施設)</p> <p>第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p>

## 〈参考2〉 再処理施設の事業指定基準規則への適合をもって廃棄物管理施設の事業許可基準規則への適合性を確認できる例

	事業指定基準規則への適合性 (適合性に影響がないもの)	事業許可基準規則への適合性
規則要求	<p>(遮蔽等)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。</p> <p>第二号 省略</p>	<p>(遮蔽等)</p> <p>第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p>
適合性	<p>第1項について、以下により適合していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の線量評価に用いる条件である貯蔵室内の基準線量率並びに雑固体の数量及び配置に変更がないことから、再処理施設からの放射線による線量は既許可の評価結果(年間約<math>6 \times 10^{-3}</math>mSv)から変更はない。</li> </ul> <p>第2項第一号について、以下により適合していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1貯蔵系の貯蔵室内においては、同じ基準線量率(500<math>\mu</math>Sv/h以下)で管理する雑固体を保管廃棄することから、本変更後においても貯蔵室内の基準線量率及び遮蔽設計区分の変更はない。</li> <li>第1貯蔵系の貯蔵室周辺においては、貯蔵室の最大保管廃棄能力に基づく雑固体の数量及び配置に変更はなく、本変更後においても基準線量率及び遮蔽設計区分の変更はない。</li> <li>上記より、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋内の遮蔽設計区分への影響はない。</li> </ul>	<p>以下により事業許可基準規則の第二条第1項に適合していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の直接線及びスカイシャイン線による線量の評価条件に変更はないことから、再処理施設からの放射線による線量(年間約<math>6 \times 10^{-3}</math>mSv)に変更がない。よって、事業指定基準規則の第三条第1項に適合している。</li> </ul> <p>以下により事業許可基準規則の第二条第2項に適合していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1貯蔵系の貯蔵室内においては、同じ基準線量率(500<math>\mu</math>Sv/h以下)で管理する雑固体を保管廃棄することから、本変更後においても貯蔵室内の基準線量率及び遮蔽設計区分の変更はない。</li> <li>第1貯蔵系の貯蔵室周辺においては、貯蔵室の最大保管廃棄能力に基づく雑固体の数量及び配置に変更はなく、本変更後においても基準線量率及び遮蔽設計区分の変更はない。</li> <li>上記より、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋内の遮蔽設計区分への影響はないことから、事業指定基準規則の第三条第2項第一号へ適合している。</li> </ul>